

赤情審第50号  
平成29年6月1日

赤磐市長  
友實武則様

赤磐市情報公開不服審査会

会長 岡田雅夫

赤磐市情報公開条例（平成17年赤磐市条例第8号）第17条の規定に基づき  
る諮問について（答申）

平成29年3月31日付け、赤社第1617号による下記の諮問について、  
別紙のとおり答申します。

記

「平成28年度地区敬老会助成金活動実績報告書（山陽7丁目町内会）」に係  
る部分開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申 第 1 2 号  
平成29年6月1日  
(諮問第12号)

## 答 申

### 1 審査会の結論

赤磐市長が、平成28年12月13日付け、赤社第1171号で部分開示とした決定は妥当である。

### 2 審査請求の経緯

#### (1) 公文書の開示請求

審査請求人は、赤磐市情報公開条例（平成17年赤磐市条例第8号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づいて、平成28年11月30日付けで、赤磐市長（以下「実施機関」という。）に対して、「平成28年度の山陽7丁目地区敬老会助成金事業実績報告書」（以下「本件公文書」という。）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### (2) 実施機関の決定

実施機関は、本件公文書について次の「ア 不開示部分」を除いて開示する部分開示決定（「以下本件処分」という。）を行い、次の「イ 開示しない理由」を付して、平成28年12月13日付け、赤社第1171号により審査請求人に通知した。

##### ア 不開示部分

町内会長の印影、個人の住所・氏名・印影

##### イ 開示しない理由

条例第7条第2号及び第4号（特定の個人を識別できる情報、財産の保護等の必要性が認められる情報）

#### (3) 審査請求

審査請求人は、本件処分に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、平成29年1月26日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

#### (1) 審査請求の趣旨

「岡山県赤磐市長は、審査請求人の『赤磐市地区敬老会助成金活動実績報告書 平成28年度(山陽7丁目分)』に係る公文書開示請求についての部分開示決定処分を取り消し、公開すべきである。」というものである。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び当審査会における口頭意見陳述での審査請求人の主張を要約するとおおむね次のとおりである。

本件公文書には、75歳以上の対象者に祝い金や地区祭りの金券を配布した際に徴した領収書が含まれる。しかし、その領収書は町内会により偽造されたものであり、真偽を確かめ、不正の有無を解明する必要があるため公開すべきである。

### 4 実施機関の説明の要旨

実施機関の主張する不開示の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

本件公文書は、赤磐市地区敬老会助成金交付規則(平成17年赤磐市規則第102号)第5条に基づき、山陽7丁目町内会長から赤磐市へ提出された活動実績報告書及びその添付書類である。

本件公文書の不開示部分である、個人の住所、氏名及び印影は、条例第7条第2号に該当する特定の個人を識別することができる情報であり公にされることを前提としたものではない。また、町内会長の印影は、条例第7条第4号に該当する偽造等による犯罪の予防及び財産の保護等の必要性が認められる情報である。

## 5 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 29 年 3 月 31 日	実施機関から諮問書、弁明書を受理
平成 29 年 5 月 2 日	審査請求人に弁明書を送達し、意見書の提出を要求
平成 29 年 5 月 15 日	審査請求人から意見書、口頭意見陳述申出書、補佐人帯同許可申請書を受理
平成 29 年 5 月 24 日	審議
平成 29 年 6 月 1 日	答申

## 6 審査会の判断

### (1) 審査会の審議事項について

審査会は、本件不開示部分について、実施機関の主張する条例第 7 条第 2 号及び第 4 号の該当性を検討した。

### (2) 本件公文書について

本件公文書は、赤磐市地区敬老会助成交付規則（平成 17 年赤磐市規則第 102 号）第 5 条に基づき、山陽 7 丁目町内会長から赤磐市へ提出された活動実績報告書及びその添付書類である。

### (3) 不開示情報該当性について

条例第 7 条第 2 号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報」又は「ウ

当該個人が公務員（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及

び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ア 条例第7条第2号本文の該当性について

本件不開示部分は、個人の住所、氏名及び印影であり、特定の個人を識別できる情報である。また、事業を営む個人の当該事業に関する情報ではないから、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書アの該当性について

条例第7条第2号ただし書アに規定している「法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができるようにされている情報や、公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上、個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる情報をいうところ、本件不開示部分はその閲覧を認める法令等又は慣行は存在しないから、この規定には該当しない。

ウ 条例第7条第2号ただし書イの該当性について

条例第7条第2号ただし書イに規定している「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益を比較衡量し、後者が優越する場合をいう。本件不開示部分については、開示することにより保護される利益が人の生命、健康、生活又は財産である事情は見当たらないから、この規定には該当しない。

エ 条例第7条第2号ただし書ウの該当性について

本件公文書は、公務員の職務の遂行にかかる情報とはいえないから、この規定には該当しない。

オ 条例第7条第4号の該当性について

本件公文書は、公にすることにより、犯罪の予防、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、条例第7条第4号に該当する。

以上のことから、本件不開示部分は、条例第7条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書に該当せず、条例第7条第4号に該当するから本件処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、町内会の不正の有無を解明するため不開示部分を公開すべきであると主張しているが、それを理由として不開示情報を公開する条例の規定は存在しないから、当該主張は採用できない。また、

また、不開示情報を定めた規定により保護される利益に優越する公益上の理由があるとは認められず、条例第9条に規定される、公益上の理由による裁量的開示にも該当しない。

(4) 結論

以上の理由から、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

赤磐市情報公開不服審査会

会 長	岡 田 雅 夫
副会長	山 本 賢 昌
委 員	高 畑 知 功